

インタフェース仕様書 居宅介護支援事業所編 新旧対照表

(内容現在 令和3年4月1日)

| No. | ページ | 改定前 | ページ | 改定後 |
|-----|-------|-----------------------|---------------------|--|
| 1 | 表紙 | 平成 30年 4月 | 同 | 令和 3年 4月 |
| 2 | 2 - 3 | (1)利用者が事業のみを利用する場合 | 同 | (1)要支援者・事業対象者が事業のみを利用する場合 |
| 3 | 2 - 3 | | 同 | (1) に以下を追加 2021年4月1日以降は送付を行わない。 |
| 4 | 2 - 5 | (2)利用者が予防給付と事業を利用する場合 | 同 | (2)要支援者が予防給付と事業を利用する場合 |
| 5 | 2 - 5 | | 同 | (2) に以下を追加 2021年4月1日以降は送付を行わない。 |
| 6 | | | 2 - 7 ~ 2 - 8 | 「(3)要介護者が市町村の補助により実施する事業のみを利用する場合(2021年4月以降)」を追加 |